

中播都市計画（播磨龍野企業団地）地区整備計画

地区整備計画の区域面積		約23.3ha
地 区 整 備 計 画	地区施設の 配置及び規模	緑地 公共緑地 4ヶ所 約6.5ha
	建築物等の用途 の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (4) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (5) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (6) 図書館、博物館その他これらに類するもの (7) 公衆浴場 (8) 診療所 (9) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の6の2で定める運動施設 (10) カラオケボックスその他これに類するもの (11) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (12) 自動車教習所 (13) 畜舎
	建築物の敷地面積の最低限度	1,000㎡
	壁面の位置の制限	(1) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線（道路境界線における隅切部分を除く。）までの距離は、2m以上とする。 (2) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、2m以上とする。
建築物等の形態又は意匠の制限	(1) 建築物の屋上には、広告物を設置してはならない。 (2) 建築物及び工作物については、次の各号に適合するように建築しなければならない。 ① 給水管、ダクト管は、外壁面に露出させないよう設置する。やむを得ず外部に露出する場合は、壁面と同色の仕上げを施す等の措置を講ずる。 ② 屋根、屋上の形態は、勾配屋根としたり、塔屋を建築物の意匠と一体的に考えるなど、すっきりした屋上とする。 ③ 屋上設備は、壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。覆い措置ができない場合は、通りから見えにくい位置に設置する。 ④ 外壁及び屋根の基調となる色彩は、けばけばしくならないようにし、その範囲は、マンセル色票系において概ね次のとおりとする。	

		<p>ア R（赤）、YR（橙）系の色相を使用する場合は、彩度6以下</p> <p>イ Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度4以下</p> <p>ウ その他の色相を使用する場合は、彩度2以下</p>
	かき又はさくの構造の制限	<p>(1) 門に関する制限 敷地の車両出入口は、1事業所当たり2ヶ所以内とし、幅員は1ヶ所当たり1.2m以内とする。</p> <p>(2) かき又はさくの制限 かき又はさくを設置する場合は、生け垣、メッシュフェンス又は格子型フェンスとする。</p>

【平成16年5月14日 龍野市告示第22号】

## 関係法令（抜粋）

### 建築基準法施行令第130条の6の2

政令で定める運動施設は、スキー場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場とする。